

○財務省告示第百二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成三十年三月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。  
平成三十年四月十日

財務大臣 麻生 太郎

一	二	三	四
名称及び記号	発行の根拠の法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法
利付国庫債券（二年）（第三百八十六回）	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一十号）第三条第一項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第六十条第九条第四項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項、第四十七条第一項及び第六十二条第一項	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、「価格競争入札発行」という。）、「価格競争入札発行」という。）	争入札発行」という。）、「価格競争入札発行」という。）、「価格競争入札発行」という。）







十九 十八 十七 十六 十五 十四 十三 十二

払者入払元償償 後第 初利入価・別債行争非者  
 込札場利還還 の二期 期札格第参市及入価・  
 期参所金金期 利子 利発競Ⅱ加場び札格第  
 日加支額限 子以 子率行争非者特国発競Ⅰ

平成三十年三月十五日 財務大臣から通知を受けた者

日本銀行額百円につき百円

日額平利てを毎 償還金額 成子そを年 三三三 月十五 日及び 九月十五 日

平成三十年三月十五日

償還金額

$$\frac{\text{償還金額}}{100} \times \frac{0.1}{2} \times \frac{1}{2}$$

す次そが金と平年  
 る号の銀額し成○  
 期及翌行を、三・  
 日に第営業休業払の年一  
 つ十五にに。式月セ  
 て号に支当ただよ十  
 同にお（と、算五日  
 じ。い）以きは支、  
 。て以下は払し、  
 規定、期た期